

電力契約書(案)

飯塚市(以下「発注者」という。)と〇〇〇(以下「受注者」という。)とは電力需給について、次のとおり契約する。

施設名称・所在地・お客さま番号・供給地点特定番号・契約種別・単価については別紙参照			
供給電気方式 交流3相3線式	標準周波数 60 Hz	標準電圧 6,000 V	計量電圧 6,000 V
需給開始日	令和7年4月1日		
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで (地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約) ただし、実際の電気供給期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、 契約締結日の翌日から、令和7年3月31日までの期間は供給準備期間とする。		

- 1 件名 鯉田浄水場外16施設電力供給
- 2 供給場所 鯉田浄水場外16施設
(別紙1「供給場所等一覧」のとおり)
- 3 契約単価(各施設)
基本料金 入札内訳書に記載の単価
電力量料金 入札内訳書に記載の単価
上記基本料金および電力量料金には消費税及び地方消費税を含む。
- 4 発注者は、飯塚市契約規則第52条第10号の規定によりこの契約の契約保証金を免除するものとする。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、別紙仕様書に基づき鯉田浄水場外16施設の電力を需要に応じて供給し、発注者は、当該電気の供給を受け、自己の必要に応じて使用するものとし、当該電気の料金を受注者に支払うものとする。
 - 3 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 4 この契約の履行に関して、発注者及び受注者間で用いる計量単位は、別紙仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
 - 5 この契約書における期間の定めについては、この契約書及び別紙仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)に定めるところによるものとする。
 - 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 発注者及び受注者は、この契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面にて相手方の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 発注者が、前項により事業の全部若しくは事業のこの契約に関係のある部分を第三者に譲渡する場合には、この契約およびこの契約に基づいて生じた権利義務をその承継者に承継させるものとする。

(標準供給条件等)

- 第3条 この契約書に定めのない事項については九州地区の旧一般電気事業者の標準供給条件、選択供給条件によるものとする。
- 2 受注者は、契約期間中であっても、受注者の定める標準供給条件、選択供給条件を変更することができる。この場合、受注者は発注者に対して事前に変更内容を通知することとし、発注者は、変更に関する異議がある場合は契約期間中であってもこの契約を将来に向かって解約することができる。
 - 3 この契約の事項中、主務官庁の認可又は承認を要するものについては、認可または承認を受けた日にその効力を生ずるものとする。

(発注者の解除権)

第4条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (3) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (4) 第9条の規定する事由によらないで、受注者からこの契約解除を申し出たとき。

(談合その他不正行為の場合の解除権)

第5条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(法人の場合にあつては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団関与の場合の解除権)

第6条 発注者は、警察からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定契約電力及び予定電力使用量に別表契約単価表の契約単価を乗じて得た額の総額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第4条から第6条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 受注者は、第1項に規定する場合において、発注者に第1項の違約金相当額を超える損害を与えたとき(第三者に与えた損害を含む)は、第1項に規定する額に加え、その損害を賠償しなければならない。

- (2) 前項の規定による賠償額については、発注者、受注者協議により定めるものとする。

(発注者の一般解除権)

- 第8条 発注者は、この契約期間中において、第4条から第6条まで又は前条第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したことにより、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第9条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となった場合には、この契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害を請求することができる。

(歳出予算における契約の変更又は解除)

- 第10条 この契約は、地方自治法第234条の3の規定により制定した飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条及び同条例施行規則第2条の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者のこの契約に係る歳出予算について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(秘密の保持)

- 第11条 発注者または受注者は、この契約の内容、契約締結履行の過程で知り得た情報等を第三者に開示しないこととする。ただし、法令等に基づき開示が求められる場合はこの限りではない。

(あっせん)

- 第12条 この契約の条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

(補則)

- 第13条 この契約書に定めのない事項については、飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)によるほか、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者並びに受注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 飯塚市
代表者 飯塚市企業管理者 石田 慎二 印

(受注者)
印